

# 飲酒運転根絶緊急対策実施要領概要

平成29年2月1日施行

## 1 目的

知事が、飲酒運転の発生状況に鑑み、緊急に飲酒運転を防止するための措置を強化する必要がある場合、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」第16条に基づき、緊急対策期間の設定及び重点対策地域の指定をして、道警察、市町村、その他関係機関・団体と連携協力して飲酒運転根絶の取組を推進し、飲酒運転を防止することを目的とする。

## 2 緊急対策実施基準

同一（総合）振興局管内又は札幌市内において、飲酒運転を伴うと道警察において判断した交通事故・事件（以下「飲酒事案」という。）の発生が次の基準に達した場合に実施する。

- (1) 飲酒運転を伴う交通死亡事故 ～ 1年以内に複数件発生した場合
- (2) 社会的反響の大きい飲酒事案
- (3) 飲酒運転による逮捕事案 ～
  - ・振興局：連続した3日間で3件以上
  - ・札幌市：連続した3日間で4件以上
- (4) その他、特に必要と認められる場合

## 3 対策期間及び延長

### (1) 対策期間

概ね7日間

### (2) 延長

対策期間中、新たに重大な飲酒事案が発生する等、延長の必要がある場合、7日間以内で延長することができる。

## 4 対策地域

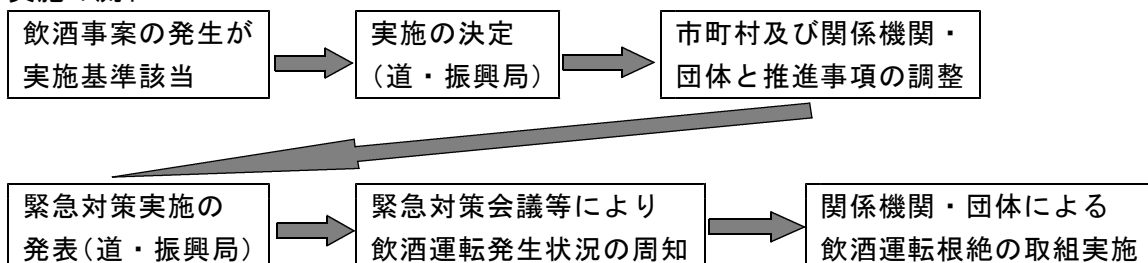
飲酒事案の発生が実施基準に達した地域を包括する（総合）振興局単位で指定するが、札幌市については石狩振興局管内から除き、本庁にて対応する。

## 5 実施権者

知事又は（総合）振興局長

（札幌市は本庁にて実施、その他は各振興局ごとに実施）

## 6 実施の流れ



## 7 緊急対策を実施しない場合

交通死亡事故多発警報、期別交通安全運動等、他の取組と本緊急対策とが重複した場合、本緊急対策は実施しない。（交通死亡事故多発警報等の取組の中で、飲酒運転対策を含めた取組を実施する。）